**指定小児慢性特定疾病医療機関　指定申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請の種別（いずれかに○） | １　病院・診療所　　　　２　薬局　　　　３　訪問看護事業者 |
| 保険医療機関等 | ふ　 り　 が　 な |  |
| 名　　称　※１ |  |
| 所　　在　　地 | 〒　Tel（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　 |
| コ ― ド　※２ |  |
| 開 設 者（代表者） | 住所法人にあっては、主たる事務所の所在地 | 〒　Tel（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　 |
| 氏名法人にあっては名称 |  |
| 代 表 者訪問看護事業者のみ記載 | 住　所 | 〒　 |
| 氏　名 |  |
| 標ぼうしている診療科名　※３（病院・診療所のみ記載） |  |
| 上記のとおり、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の９第１項の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を申請します。また、同法第１９条の９第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。年　　　月　　　日開　設　者住　　　所(法人にあっては，主たる事務所の所在地)氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては，名称及び代表者の氏名)岡　山　市　長　　　様 |

※１　保険医療機関の名称は、正式名称を記載すること。

※２　医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載すること。

※３　標ぼうしている診療科目が多数ある医療機関については、小児慢性特定疾病医療支援に主に関係する診療科目のみの記載で差し支えないこととする。また、書ききれない場合は任意の別紙に記載して添付すること。

（添付書類） 役員名簿（様式別紙。開設者が法人の場合のみ添付すること。）

|  |
| --- |
| 【児童福祉法第１９条の９第２項】　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。１　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。２　申請者が、この法律その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。３　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。４　申請者が、第１９条の１８の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。５　申請者が、第１９条の１８の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日（第７号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１９条の１５の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。６　申請者が、第１９条の１６第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第１９条の１８の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第１９条の１５の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。７　第５号に規定する期間内に第１９条の１５の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請書が、通知日前６０日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。８　申請者が、前項の申請前５年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。９　申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。１０　申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。 |